

令和三年十二月二十四日受領
答弁 第二二二号

内閣衆質二〇七第三二号

令和三年十二月二十四日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員松原仁君提出ハンドサインの普及促進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出ハンドサインの普及促進に関する質問に対する答弁書

一について

内閣府においては、御指摘のような「声を出して助けを求めにくい被害者」に対応するため、令和二年四月に、配偶者からの暴力に関する相談窓口として「DV相談プラス」を開設し、SNSや電子メールによる相談対応を行っているところである。引き続き当該相談窓口の周知を図るとともに、お尋ねの「ハンドサインの普及」については、その有効性や課題も含めて研究してまいりたい。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、「ひとり親家庭に対する母子・父子自立支援員による相談がテレビ会議方式を通じて行われる」場合においては、通常、母又は父と母子・父子自立支援員がパソコン等の画面を通じて面談を行うと考えられるところ、児童が母又は父に気付かれずに当該画面上に「ハンドサイン」を示すことは困難であると考えられることから、虐待を受けている児童自身が「ハンドサイン」を活用することで児童虐待が発見されることは一般に想定されないと考えている。なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童虐待のリスクが高まっていると考えられることから、厚生労働省にお

いては、児童相談所全国共通ダイヤルの無料化等の実施や、子ども食堂、子ども宅食等を活用した子どもの見守りのための取組への支援等を通じて、児童虐待の防止及び早期発見に努めているところである。